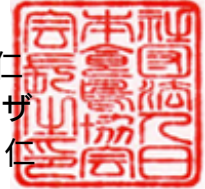


日鳥協発第18-252号
平成19年3月1日

副会長・部会長 様
生産加工部会会員各位 様

(社)日本食鳥協会
会長 芳賀 仁
高病原性鳥インフルエンザ
関係対策本部長 芳賀 仁



岡山県高梁市並びに宮崎県新富町における
高病原性鳥インフルエンザに係る移動制限
区域等の解除のお知らせ

岡山県高梁市並びに宮崎県新富町における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い設定された移動制限区域及び搬出制限区域については、3月1日午前0時をもって制限が解除される旨、プレスリリースがありましたのでお知らせします。

宮崎県、岡山県で発生した高病原性鳥インフルエンザは、関係者のご尽力により、発生農場の防疫措置や周辺地域での清浄性確認検査等々、速やかな対応の結果、移動制限、搬出制限の解除がなされました。

これで第1難関はクリアされましたが、これまで、生産者の方々はもちろん、種鶏、ふ卵、処理加工、流通関係者には多大なご負担がありました。さらに、今般の発生では、制限区域内に処理場等が入るという最悪のパターンであったことから、処理が出来なくなった鶏を処理業者間による代替え処理を行う等、被害の影響の緩和を少しでも軽減化すべく、ご努力をされたところです。

しかし、業界としての難関はこれからであり、正常な稼働に回復するまでには、なお、多方面にわたり少なからぬ痛手があり、今後とも、並々ならぬご努力が求められます。

当事者意識にたち、終息宣言がなされるまで対策本部は継続するとともに、引き続き会務に専念して参る所存です。

別 紙 プレスリリース

- 別紙 1 岡山県高梁市における高病原性鳥インフルエンザに係る移動制限区域等の解除について
- 別紙 2 宮崎県新富町における高病原性鳥インフルエンザに係る移動制限区域等の解除について
- 別紙 3 クウェートからの家きん肉等の輸入一時停止措置について

鶏肉、鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザウィルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

別紙1

プレスリリース

平成19年2月28日
農林水産省

岡山県高梁市における高病原性鳥インフルエンザに係る 移動制限区域等の解除について

今回の岡山県高梁市における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い設定された移動制限区域及び搬出制限区域については、3月1日午前0時に制限が解除されることとなりましたので、お知らせします。

【報道機関へのお願い】

1. **現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いします。**
2. 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。(別添「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」参照)。

【問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局 動物衛生課
担当：山口
代表：03-3502-8111(内線 3202)
直通：03-3502-0767

(別添)

2004年3月11日

2005年12月15日 更新

鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

万が一、食品に鳥インフルエンザウイルスがついたとしても、現在のところ、わが国においては、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることによってヒトが感染することは考えられません。

- ・ 酸に弱く、胃酸で不活化されると考えられること
- ・ ヒトの細胞に入り込むための受容体は、鳥のものとは異なること
- ・ 通常の加熱調理で容易に死滅するので、加熱すればさらに安全

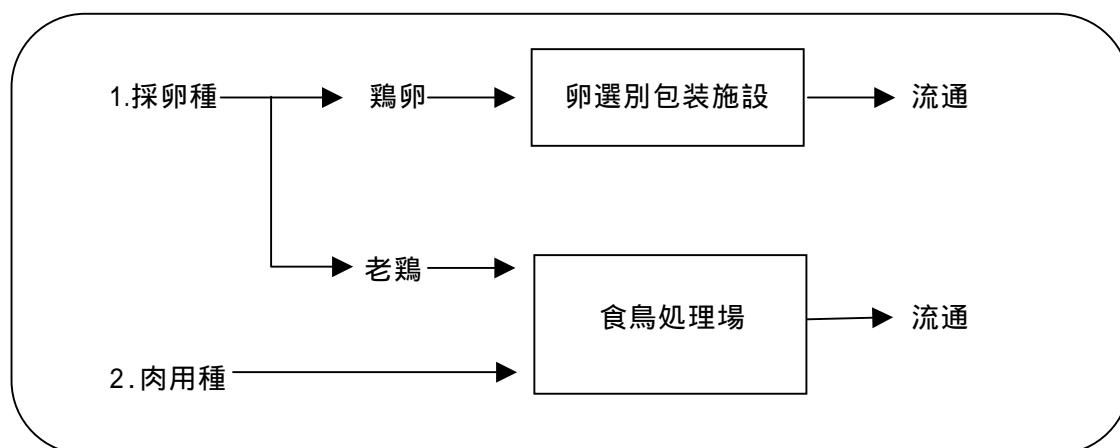
これまで、鶏肉や鶏卵を食べることによって、鳥インフルエンザウイルスがヒトに感染した例は、世界的に報告はありません。海外でヒトが感染した例は、感染した鳥と密接に接触したヒトがごくまれに呼吸器を通じてウイルスが細胞に入り込んで感染したものと考えられています。

なお、WHO(世界保健機関)は、鶏などの家きん類にH5N1亜型が集団発生している地域(東南アジア等)では、鶏肉や鶏卵を含む、家きん類の肉及び家きん類由来製品については、食中毒予防の観点からも、十分な加熱調理(全ての部分が70℃に到達すること)及び適切な取扱いを行うことが必要であるとしています。

鶏肉・鶏卵は、安全のための措置が講じられています。

国産の鶏卵は、卵選別包装施設(GPセンター)で、通常、厚生労働省の定める「衛生管理要領」に基づき、次亜塩素酸ナトリウムなどの殺菌剤で洗卵されています。

国産の鶏肉は、食鳥処理場で、通常、約60℃のもとで脱羽され、最終的に次亜塩素酸ナトリウムを含む冷水で洗浄されています。



別紙2

プレスリリース

平成19年2月28日
農林水産省

宮崎県新富町における高病原性鳥インフルエンザに係る 移動制限区域等の解除について

今回の宮崎県新富町における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い設定された移動制限区域及び搬出制限区域については、3月1日午前0時に制限が解除されることとなりましたので、お知らせします。

【報道機関へのお願い】

1. **現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いします。**
2. 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。(別添「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」参照)。

【問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局 動物衛生課
担当：山口
代表：03-3502-8111(内線 3202)
直通：03-3502-0767

別紙3

プレスリリース

平成19年3月1日
農林水産省

クウェートからの家きん肉等の輸入一時停止措置について

1. 今般、クウェートにおいて鳥インフルエンザ(H5N1亜型)の発生があった旨、OIE への報告があった。
2. これを受けて、同病の我が国への侵入防止に万全を期すため、クウェートからの家きん、家きん肉等の輸入を本日付けで一時停止するとともに、当該発生についてクウェート政府へ詳細な情報提供を求めることとし、関係機関に通知したところである。
3. なお、クウェートからの家きん、家きん肉等の輸入は、過去5年間において実績はない。(出典:財務省「貿易統計」)。

発生国又は地域から家きん、家きん肉等の輸入を停止するのは、家きん等がウイルスに感染することを防止するためであり、食品衛生のためではありません。

【問い合わせ先】

消費・安全局動物衛生課

国際衛生対策室

担当:林、熊谷

代表:03-3502-8111(内線 3197、3191)

直通:03-3502-8295